

**〈 添付書類一覧表 〉** 申請者(職員)は、認定請求書等※に以下の書類を添付して所属へ提出してください

(市町村立学校) 職員から書類の提出を受けた所属は総務事務システムに入力後、システムから印刷した「添付書類送付状」に以下の書類を添付して福利課へ提出してください

現況届の提出書類については、福利課が送付する通知(例年5月末頃)を確認してください。

(県立学校) 職員から書類の提出を受けた所属は総務事務システムに入力してください。(なお、福利課への書類提出は、総務事務システムへのPDF添付も含め、原則として必要ありません。)

(○…必須 ★…該当する場合に添付)

申請区分	添付書類 (各1部)	委任状 (1) 市町村立 学校のみ (原本)	課税 証明書 (2) (原本)	住民票 (3) (原本)	申立書 (4) (原本)	別居監護 申立書 (5) (原本)	その他事実 の発生を確 認できる書 類(6) (原本)	未成年後見人 父母指定者 特別養子縁組 の場合	提出時期
	主な申請の理由								
現況届	5月31日時点で児童手当等を受給中の職員の手続き 毎年6月	★	○	★	★	★	★		毎年6月1日～ 末日
新規認定請求	第1子の出生等 新規採用や異動 共済組合の長期給付の適用開始 奈良県から初めて児童手当を受給する職員の手続き	○	○	○	★	★	★		福利課までお 問い合わせく ださい  事由の発生した 日の翌日から15 日以内
額改定(増額)	第2子以降の出生等 すでに奈良県から児童手当を受給中の職員の手続き	★		○	★	★	★		
額改定(減額)	児童が海外出国した等の理由により、児童手当支給対象児童数が減った場合の手続き	★		★			★		
消滅	退職・異動・海外へ出国・共済組合の長期給付の適用除外・児童の監護をしなくなった等	★	★	★			★		
住所変更	受給者本人と児童の同居・別居区分の変更が生じる場合、別居中の児童がさらに転居した場合等	★		○		★	★		
氏名変更	児童の氏名を変更する場合	★		○			★ 戸籍謄本等		

**(1)委任状…任用形態にかかわらず、申請者(受給者)すべての委任状が必要です【県立学校教職員は提出不要です】**

- ・ 毎年4月1日時点での受給者全員について、年度初めに提出してください
- ・ 年度途中の事実発生により新規認定請求する場合は、他の添付書類とあわせて提出してください
- ・ 年度途中の異動等により代理人が変更した場合は、改めて提出してください

**(2)課税証明書…3ヶ月以内発行のもの**

- ・ 児童手当用(扶養人数及び各種控除の記載があるもの)
- ・ 本人分・配偶者分(ただし、配偶者が控除対象配偶者又は配偶者特別控除を受けている場合は配偶者分は不要)
- ・ 前年の所得分(1～5月分の支給については前々年)

**(3)世帯全員の住民票…3ヶ月以内発行のもの**

- ・ 続柄及び戸籍の筆頭者が表示されたもの
- ・ マイナンバー記載無しのもの
- ・ 児童や配偶者と別居している場合、申請者(受給者)が属する世帯と児童や配偶者が属する各世帯全員の、戸籍の筆頭者及び本籍地が表示された住民票が必要です。

**(4)申立書の必要な事例…添付書類の記載内容や申請者の状況について特に説明が必要な場合に提出してください**

- ・ 海外からの転入や、配偶者と離婚前提で別居しているため添付書類がそろわない場合
- ・ 申請者が育休中で一時的に所得が低い場合 等

**(5)別居監護申立書が必要な事例…住民票上児童と別居する職員は提出が必要です(単身赴任手当受給者は除く)**

- ・ 住宅の新築した際の登記手続きのため一時的に住民票を移動した
- ・ 児童の通学や通園のため、実家等に住民票を移動した 等

**(6)その他事実の発生を確認できる書類…一部コピー提出可**

- ・ 児童手当支給事由消滅通知書 : 配偶者からの扶養替えや市町村受給からの切り替えの場合
- ・ 児童手当認定却下通知書 : 事実発生の当初、配偶者が申請したが却下された場合
- ・ 調停調書(コピー) : 離婚前提で配偶者と別居していて、配偶者からのつけかえを希望する場合
- ・ その他証明書 等

\* 福利課までお問い合わせください \*

※申請区分が「額改定(減額)」もしくは「消滅」の場合は認定請求書ではなく「児童手当額減額改定・受給事由消滅届」を提出してください

※口座変更について…「児童手当振込先金融機関口座登録変更届」を提出してください

- ・ 児童手当の振り込み先金融機関口座は、新規で認定された時点では「A口座」が登録されています。A口座以外の口座を希望する場合は、必ず提出してください。
- ・ 変更後の口座コードは、教職員課で登録手続きが完了しているものに限りです
- ・ 各所属は職員から提出された「児童手当振込先金融機関口座登録変更届」を福利課に提出してください。(総務事務システムは使用しません)